

玉宮まちづくり協議会（岐阜市）

中心市街地

商店街活性化・まちなみ

取組の背景

- ・玉宮通りは岐阜市の中心部のJR岐阜駅の北側に位置している。
- ・かつては駅前通りの商店街として栄えていた玉宮通り商店街も、中心市街地の空洞化にあわせて来訪者が減少し、賑わいが薄れていった。
- ・岐阜市では、中心市街地を再活性化するために、二大商業核である「岐阜駅周辺地区」と「柳ヶ瀬地区」の間に位置する玉宮通りの賑わいが必要であると考え、平成元年から地元説明会を始め、平成2年に地権者及び借家人

94名で「玉宮まちづくり協議会」が発足した。

取組の概要

- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬をつなぐ延長280m・幅6mの玉宮通り沿道の商店主、地域住民が主体となってまちづくり組織（玉宮まちづくり協議会）を結成し、「まちづくり協定」を締結。街並み整備の推進、定期的なイベントの開催など、ハード・ソフト両面から様々なまちづくり活動を展開している。

玉宮通りまちづくり協定パンフレットから抜粋

まちづくり協定の概要

— 新築・増改築の際の主なルール —

建物用途と開口部

- 1階部分ではできるかぎり開口部の多い商店などにして街の賑わいを高めましょう



緑化の推進

- 敷地内の空地には植栽を施し季節感あふれる景観をつくりましょう

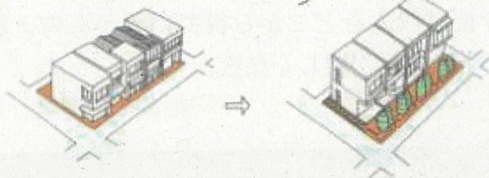


前面空地

- 建物と道路の間には1.5m程度の空気を設け、通りに広がりやゆとりをつくりましょう

共同化

- 土地の有効利用を図るため、建物の共同化に努めましょう



半地下建物

- 通り一帯の支持地盤の特徴を生かした半地下のある建物にして、個性ある街並みをつくり出しましょう



高さ・階高

- 建物の高さは隣接する建物と調和させましょう

外観・色等

- 派手なデザインや原色は使用せず、デザインの調和・統合に努めましょう



看板の統一

- 看板のデザインや色彩の統一を進め、通りの統一イメージをつくりましょう



- ・平成4年に街並み整備の自主的なルールとして関係者の95%の賛成を得て「玉宮まちづくり協定」を締結。沿道建物の新築・建替えなどの際には、協定に基づき事前協議を行うこととしている。
- ・賑わいの創出と販売促進活動の一環として定期的にイベントを開催。
- ・「玉宮通り落書きおとし委員会」の落書き清掃活動に参加し、落書きの一層に協力。

成果

- ・まちづくり協定によりオープンスペースが確保され、半地下階をもった建物やデザインの優れた建物が沿道に建ちはじめ、個性的な景観を有する魅力的な街並みが形成された。
- ・若者向けのブティックや居酒屋など、これまでこの地区になかったテナントが入店するようになり、若者が集まるまちとして、賑わいが復活している。

整備前



整備後



(経緯)

- S61年度 「岐阜市第三次総合計画」において、玉宮通りをファッションストリートとして整備する方針が決定される。
- H元. 3 「岐阜駅前地区更新基本計画」において、ショッピングプロムナードとして整備することが示される (H2. 2 建設大臣承認)
- H2. 2 「玉宮まちづくり協議会」発足
- H4. 4 「玉宮通りまちづくり協定」締結
- H5. 6 「岐阜市街並み整備推進事業」創設 (平成18年9月末までに14件のオープンスペースの整備が完了)
- H6~7年度 カラー舗装等道路修景事業実施
- H8. 6 「まちづくり月間建設大臣表彰」受賞
- H11. 7 「岐阜市・市民オーナーシップ賞」「手作り故郷賞」受賞 (建設省)
- H16年度 光と緑あふれる歩行者空間創出実験
- H18. 6 「がんばる商店街77選」受賞

(経済産業省)

成果の要因

- ・商店主、地域住民の結束力の高さ。
- ・平成5年に創設した岐阜市の「街並み整備推進事業」*により、「まちづくり協定」による街並み整備を推進できた。

今後の課題

- ・より魅力ある街並み形成に向けて、電柱の地中化を行いたい。
- ・岐阜駅周辺の開発により、駅南部にある「加納地区」からの人の流れが分断される傾向にあり、対策が必要。

行政への期待

- ・イベント開催に対する支援。
- ・駅前広場のペDESTリアンデッキにエスカレーターの設置。

この人にお話をうかがいました！

玉宮まちづくり協議会
会長 竹中敏夫さん

調査日：平成18年11月27日 (月)

調査者：岐阜振興局 永田

* 岐阜市街並み整備推進事業制度 (玉宮通り地区の場合)

◇主旨

「まちづくり協定」に沿って、建替えや既存の空地を整備される際 (道路から1.5m後退し、かつ内0.5mを歩行者空間として確保される場合)、その空地の整備費の一部を市が補助し、地域のまちづくりを支援する。

◇補助対象

- 空地の整備に要する費用で、次のようなものが該当。
- 歩行者空間の舗装費 (仕上げ工事費。なお、空地のみの改修等の場合、既存工作物の除却工事費を含む。)
- 植栽、花壇、モニュメント等修景施設の設置費
- ベンチ、水飲み場、地域の案内板等歩行者利便施設の設置費

◇補助額

- 補助額は次の全てを満足する額により算出。
- 対象必要経費×2/3以内
- 14万円/㎡×対象空地 (協定で定められた後退距離で生み出される面積) ×2/3以内
- 200万円/箇所以内

◇留意点

制度を利用する際はまちづくり協議会の同意が必要。